

働者に取つて感謝する程のものと存い、その目的とする趣意、
洽行たるや申訳的である。

第四條の保障給付は、第四條、亦第四條、四五條、四六條、
七條の如きは撤廃總に改正を必要とする。

一 保障金は政府、資本家負擔を増額すこと

二 公私傷病を同一百八十日の限度を取消すこと

三 本病に關しては五日間の待期日を廃止すこと

四 六十日の傷病手当金を百分に増額すること、但しこれに要する負擔
の増額は資本家負擔とする。

尚詳細は口頭で説明する。

工場法・鑛業法の改正に関する件

提案 本部

説明

主文 保本法たる工場法、鑛業法の階級性を批判し階級的立場に起つて撤廃
的に改正を要する。

理由 元來、工場法、鑛業法は、保本法として制定されたものである。殆んど

無産階級の圧力により、獲得した、
鑄に限らぬものであるの、
資力家階級が独占する
労働地位の恒久確保のためには、
階級政策は似然として、
労働者を階級に抑えし得る
關係に於ける、
は別定されたのである。

さ此を断る労働階級の隷屬、
保本の恒久性を維持することの
目的のため存在する該法の
正体を脱離する事と、
階級的な
に依つて、徹底的改善を期
さんとするものである。
撤廃が主張
する改正案の要項は凡記の
通りだ。

改正要項

- 一 適用を現行十人を五人以上とする
- 二 適用を勅令を以て除外することを削除すること
- 三 十八歳未満幼女を二百大時労働とする
- 四 本法違反者は三月以上の懲罰に処すること
- 五 施行令第一条は一年中心全額負擔を三年まで百分の八十
- 六 同条七条の (一) 一千三百日分 (二) 八百日分 (三) 四百日分

- 四 三百五十日分、(四) 同条三項削除
- (五) 八条七千日分、(六) 同条五項を五百日分とする